



宮 崎 県 公 報

令和 5 年 3 月 27 日 (月曜日) 号外 第 17 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

人事委員会規則

○職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則……………	7
○時間外勤務命令の上限時間等に関する規則の一	

部を改正する規則……………	8
○職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則……………	8
○職員の分限に関する規則の一部を改正する規則……………	9
○職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則……………	10
○市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則……………	11
○市町村立学校職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則……………	12
○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………	12

人事委員会規則

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 5 年 3 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第 5 号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>再任用</u> <u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第28条の 5 第 1 項の規定により職員を採用することをいう。</p> <p>(定年に達している者の任用)</p> <p>第 3 条 職員（法第28条の 2 第 4 項に規定する職員を除く。以下同じ。）の採用は、<u>再任用の場合を除き</u>、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者であって、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）第 7 条第 5 項第 4 号に規定する特定地方公社等職員となっているものを、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日以前に採用する場合においては、この限りでない。</p> <p>2 職員の他の職への転任は、その者が当該転任後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後は行うことができない。ただし、<u>勤務延長</u>されている職員で<u>特別の事情</u>により第 6 条の規定に基づく人事委員会の承認を得た場合における転任</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>定年前再任用</u> <u>条例第12条</u>の規定により職員を採用することをいう。</p> <p>(定年に達している者の任用)</p> <p>第 3 条 職員（<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第28条の 6 第 4 項に規定する職員を除く。以下同じ。）の採用は、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者であって、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）第 7 条第 5 項第 4 号に規定する特定地方公社等職員となっているものを、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日以前に採用する場合においては、この限りでない。</p> <p>2 職員の<u>昇任、降任</u>又は転任は、その者が当該昇任、降任又は転任後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後は行うことができない。ただし、<u>次に掲げる場合は</u>、この限りでない。</p>

及び再任用をされている職員の転任については、この限りでない。
。

第 5 条 [略]

2 条例第 4 条第 2 項の規定による勤務延長の期限を延長する場合における人事委員会への承認の申請は、別に定める様式による申請書によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項に規定する職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第 6 条 任命権者は、勤務延長を行った職員を特別の事情により転任させる必要がある場合には、別に定める様式により、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

(状況の報告)

第 7 条 任命権者は、毎年 5 月末までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を、別に定める様式により、人事委員会に報告するものとする。

(1) 勤務延長職員（条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務する職員をいう。）を組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合

(2) 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り、臨時的に置かれる職に転任する場合

第 5 条 [略]

2 条例第 4 条第 1 項ただし書の規定による異動期間を延長した職員の勤務延長を行う場合又は同条第 2 項の規定による勤務延長の期限を延長する場合における人事委員会への承認の申請は、別に定める様式による申請書によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項に規定する職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

(勤務延長に係る人事異動通知書の交付)

第 6 条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した人事異動通知書を交付するものとする。

(1) 勤務延長を行う場合

(2) 勤務延長の期限を延長する場合

(3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合

(勤務延長に係る状況の報告)

第 7 条 任命権者は、第 3 条第 2 項ただし書（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による昇任、降任、又は転任を行った場合には、別に定める様式により、速やかに当該昇任、降任、又は転任の内容を人事委員会に報告するものとする。

2 任命権者は、毎年 5 月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長（条例第 4 条第 1 項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）の状況を、別に定める様式により、人事委員会に報告するものとする。

(異動期間の延長)

第 8 条 条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

第 9 条 条例第 9 条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第 3 項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合における条例第 10 条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。第 11 条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合も同様とする。

2 条例第 9 条第 2 項又は第 4 項の規定により異動期間を延長する場合における人事委員会への承認の申請は、別に定める様式による申請書によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項に規定する職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第 10 条 条例第 9 条第 3 項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する校長の職とする。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第 11 条 任命権者は、条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に

同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(他の職への降任等に係る人事異動通知書の交付)

第12条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任又は転任を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付して行うものとする。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付するものとする。

(1) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合

(2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第13条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、別に定める様式により、人事委員会に報告するものとする。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第14条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(1) 定年前再任用を行う日

(2) 定年前再任用をされた場合の給与

(3) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

(4) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第15条 条例第12条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第16条 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付するものとする。

(定年前再任用に係る状況の報告)

第17条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を、別に定める様式により、人事委員会に報告するものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の職員の定年等に関する規則(以下「新規則」という。)第14条(附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(勤務延長に関する経過措置)

3 新規則第3条第2項及び第4条から第7条までの規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年宮崎県条例第42号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条第1項の規定による勤務について準用する。

- 4 令和4年改正条例附則第3条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和4年改正条例附則第3条第2項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（令和4年改正条例第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年）を超える職（当該職に係る定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 5 令和4年改正条例附則第3条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員とする。
- 6 新規則第3条第2項ただし書及び第7条第1項の規定は、令和4年改正条例附則第3条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任できない場合について準用する。
- (暫定再任用に関する経過措置)
- 7 令和4年改正条例附則第4条第1項及び第2項並びに附則第5条第1項及び第2項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。
- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用（令和4年改正条例附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用すること をいう。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 8 新規則第16条及び第17条の規定は、暫定再任用及び令和4年改正条例附則第4条第3項及び第5条第3項の規定による任期の更新について準用する。この場合において、新規則第14条及び第16条中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、第14条第2号中「行う日」とあるのは「行う日及び任期の末日」と、第17条中「前年度における定年前再任用の状況」とあるのは「前年度における暫定再任用及び前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況」と読み替えるものとする。
- (定年前再任用に関する経過措置)
- 9 令和4年改正条例附則第9条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和4年改正条例附則第9条に規定する基準日をいう。以下この項から附則第11項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢（令和4年改正条例附則第5条第2項に規定する新定年条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 10 令和4年改正条例附則第9条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。
- 11 令和4年改正条例附則第9条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第9項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第6号

市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の定年等に関する規則（昭和60年人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 再任用 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の規定により読み替えて運用される地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員を採用することをいう。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>定年前再任用</u> 条例第12条の規定により職員を採用することをいう。</p>

(定年に達している者の任用)

第3条 職員(法第28条の2第4項に規定する職員を除く。以下同じ。)の採用は、再任用の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者であって、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第7条第5項第4号に規定する特定地方公社等職員となっているものを、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日以前に採用する場合においては、この限りでない。

2 職員の他の職への転任は、その者が当該転任後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後は行うことができない。ただし、勤務延長されている職員で特別な事情により第6条の規定に基づく人事委員会の承認を得た場合における転任及び再任用をされている職員の転任については、この限りでない。

第5条 [略]

2 条例第4条第2項の規定による勤務延長の期限を延長する場合における人事委員会への承認の申請は、別に定める様式による申請書によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項に規定する職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第6条 任命権者は、勤務延長を行った職員を特別な事情により転任させる必要がある場合には、別に定める様式により、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

(状況の報告)

第7条 任命権者は、毎年5月末までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を、別に定める様式により、人事委員会に報告するものとする。

(定年に達している者の任用)

第3条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の6第4項に規定する職員を除く。以下同じ。)の採用は、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者であって、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第7条第5項第4号に規定する特定地方公社等職員となっているものを、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日以前に採用する場合においては、この限りでない。

2 職員の昇任、降任又は転任は、その者が当該昇任、降任又は転任後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後は行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 勤務延長職員(条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務する職員をいう。)を組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合

(2) 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り、臨時的に置かれる職に転任する場合

第5条 [略]

2 条例第4条第1項ただし書の規定による異動期間を延長した職員の勤務延長を行う場合又は同条第2項の規定による勤務延長の期限を延長する場合における人事委員会への承認の申請は、別に定める様式による申請書によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項に規定する職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

(勤務延長に係る人事異動通知書の交付)

第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した人事異動通知書を交付するものとする。

(1) 勤務延長を行う場合

(2) 勤務延長の期限を延長する場合

(3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合

(勤務延長に係る状況の報告)

第7条 任命権者は、第3条第2項ただし書(第1号に係る部分に限る。)の規定による昇任、降任、又は転任を行った場合には、別に定める様式により、速やかに当該昇任、降任、又は転任の内容を人事委員会に報告するものとする。

2 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長(条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)の状況を、別に定める様式により、人事委員会に報告するものとする。

(異動期間の延長)

第8条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

第9条 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合及び

同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合における条例第10条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。第11条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合も同様とする。

2 条例第9条第2項又は第4項の規定により異動期間を延長する場合における人事委員会への承認の申請は、別に定める様式による申請書によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項に規定する職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第10条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する校長の職とする。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 任命権者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（他の職への降任等に係る人事異動通知書の交付）

第12条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任又は転任を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付して行うものとする。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付するものとする。

（1） 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合

（2） 異動期間の期限を繰り上げる場合

（異動期間の延長に係る状況の報告）

第13条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、別に定める様式により、人事委員会に報告するものとする。

（定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意）

第14条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

（1） 定年前再任用を行う日

（2） 定年前再任用をされた場合の給与

（3） 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

（4） 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項（定年前再任用の選考に用いる情報）

第15条 条例第12条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

（1） 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

（2） 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な事項

（定年前再任用に係る人事異動通知書の交付）

第16条 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付するものとする。

(定年前再任用に係る状況の報告)

第17条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を、別に定める様式により、人事委員会に報告するものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、市町村立学校職員の定年等の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の市町村立学校職員の定年等に関する規則（以下「新規則」という。）第14条（附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(勤務延長に関する経過措置)

3 新規則第3条第2項及び第4条から第7条までの規定は、市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第45号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項の規定による勤務について準用する。

4 令和4年改正条例附則第3条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和4年改正条例附則第3条第2項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（令和4年改正条例第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年）を超える職（当該職に係る定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

5 令和4年改正条例附則第3条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員とする。

6 新規則第3条第2項ただし書及び第7条第1項の規定は、令和4年改正条例附則第3条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任できない場合について準用する。

(暫定再任用に関する経過措置)

7 令和4年改正条例附則第4条第1項及び第2項並びに附則第5条第1項及び第2項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（令和4年改正条例附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用することを用いる。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

8 新規則第16条及び第17条の規定は、暫定再任用及び令和4年改正条例附則第4条第3項及び第5条第3項の規定による任期の更新について準用する。この場合において、新規則第14条及び第16条中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、第14条第2号中「行う日」とあるのは「行う日及び任期の末日」と、第17条中「前年度における定年前再任用の状況」とあるのは「前年度における暫定再任用及び前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況」と読み替えるものとする。

(定年前再任用に関する経過措置)

9 令和4年改正条例附則第9条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和4年改正条例附則第9条に規定する基準日をいう。以下この項から附則第11項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢（令和4年改正条例附則第5条第2項に規定する新定年条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

10 令和4年改正条例附則第9条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

11 令和4年改正条例附則第9条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第9項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

職員の日休及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第7号

職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則

職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則(平成元年宮崎県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(週休日及び勤務時間の割振りの基準) 第2条 任命権者は、条例第2条第7項の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に8日(短時間勤務職員(同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。次項において同じ。))にあっては、8日以上)の週休日を設け、勤務日(同条第8項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。	(週休日及び勤務時間の割振りの基準) 第2条 任命権者は、条例第2条第7項の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に8日(短時間勤務職員(同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。次項において同じ。))にあっては、8日以上)の週休日を設け、勤務日(同条第8項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。
2・3 [略]	2・3 [略]

附則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規則による改正後の第2条第1項の規定を適用する。

時間外勤務命令の上限時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第8号

時間外勤務命令の上限時間等に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務命令の上限時間等に関する規則(平成31年宮崎県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 任命権者は、条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。	第3条 任命権者は、条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

附則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規則による改正後の第3条の規定を適用する。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第9号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則(平成20年宮崎県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の取扱いにおける人事委員会規則で定める要件)</p> <p>第6条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号。以下「退職手当条例」という。)第7条第4項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当条例第7条第5項及び第8条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合</p> <p>ウ・エ [略]</p>	<p>(退職手当の取扱いにおける人事委員会規則で定める要件)</p> <p>第6条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号。以下「退職手当条例」という。)第7条第4項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当条例第7条第5項及び第8条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 法第28条の6第1項の規定により退職した場合(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合</p> <p>ウ・エ [略]</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第10号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則(昭和28年宮崎県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の分限に関する条例(昭和28年11月宮崎県条例第41号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(権限委任の通知)</p> <p>第2条 任命権者は、地方公務員法(昭和25年12月法律第261号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により職員の降任、免職及び休職を行う権限を、補助機関たる上級の地方公務員に委任した場合には、速やかに、委任を受けた地方公務員の氏名、職名、委任した権限及びその権限の及ぶ範囲を、書面をもって、人事委員会に通知しなければならない。委任事項を変更したときもまた同様とする。</p> <p>(診断書)</p> <p>第3条 任命権者は、条例第2条第1項の規定により医師2名を指定して診断を行わせた場合には、医師に対し病名及び病状のほか、具体的意見を記載した診断書の作成を委嘱しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(復職及び更新の手続)</p> <p>第4条 任命権者は、条例第3条第1項の規定により休職期間を更新するとき又は同条第2項の規定により休職者を復職させるときは、医師2名を指定して、その診断の結果に基づき、これを行わなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の分限に関する条例(昭和28年11月宮崎県条例第41号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(権限委任の通知)</p> <p>第2条 任命権者は、地方公務員法(昭和25年12月法律第261号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により職員の降任、免職、<u>休職及び降給</u>を行う権限を、補助機関たる上級の地方公務員に委任した場合には、速やかに、委任を受けた地方公務員の氏名、職名、委任した権限及びその権限の及ぶ範囲を、書面をもって、人事委員会に通知しなければならない。委任事項を変更したときもまた同様とする。</p> <p>(診断書)</p> <p>第3条 任命権者は、<u>条例第4条第1項</u>の規定により医師2名を指定して診断を行わせた場合には、医師に対し病名及び病状のほか、具体的意見を記載した診断書の作成を委嘱しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(復職及び更新の手続)</p> <p>第4条 任命権者は、<u>条例第5条第1項</u>の規定により休職期間を更新するとき又は同条第2項の規定により休職者を復職させるときは、医師2名を指定して、その診断の結果に基づき、これを行わなければならない。</p>

<p>2 [略]</p> <p>(休職期間の通算)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職とされた職員が、条例第3条第2項の規定により復職した日から起算して1年以内に、復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病のため新たに休職とされたときは、その者の休職期間は、当該復職前後の休職の期間を通算するものとする。</p> <p>(書面の交付)</p> <p>第6条 条例第2条第2項に規定する書面(以下「書面」という。)の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、その内容を宮崎県公報に登載することをもってこれに替えることができるものとし、登載された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。</p> <p>(処分の通知)</p> <p>第7条 任命権者は、職員の意に反する降任、免職又は休職の処分を行った場合には、書面の写1通を添えて、速やかに、人事委員会に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>(休職期間の通算)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職とされた職員が、条例第5条第2項の規定により復職した日から起算して1年以内に、復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病のため新たに休職とされたときは、その者の休職期間は、当該復職前後の休職の期間を通算するものとする。</p> <p>(書面の交付)</p> <p>第6条 条例第4条第2項に規定する書面(以下「書面」という。)の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、その内容を宮崎県公報に登載することをもってこれに替えることができるものとし、登載された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。</p> <p>(処分の通知)</p> <p>第7条 任命権者は、条例第4条第2項の規定により処分を行った場合には、書面の写し1通を添えて、速やかに、人事委員会に通知しなければならない。<u>ただし、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(処分説明書の写しの提出)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>法第49条第1項又は第3項の規定による説明書を職員に交付したときは、その写し1通を速やかに、人事委員会に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>条例附則第4項後段に規定する通知は、職員の給与に関する条例附則第17項等の規定による給料に関する規則(令和5年宮崎県人事委員会規則第15号)第13条に規定するところによる。</u></p>
--	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第11号

職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則

職員の懲戒に関する規則(昭和28年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(権限委任の通知)</p> <p>第2条 任命権者は、地方公務員法(昭和25年12月法律第261号)第6条第2項の規定により職員の懲戒を行う権限を、補助機関たる上級の地方公務員に委任した場合には、<u>すみやかに</u>、委任を受けた地方公務員の氏名、職名、委任した権限及びその権限の及ぶ範囲を、書面をもって、人事委員会に通知しなければならない。委任事項を変更したときもまた同様とする。</p> <p>(処分の通知)</p> <p>第5条 任命権者は、懲戒処分を行った場合には、書面の写1通を添えて、<u>すみやかに</u>、人事委員会に通知しなければならない。</p>	<p>(権限委任の通知)</p> <p>第2条 任命権者は、地方公務員法(昭和25年12月法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第6条第2項の規定により職員の懲戒を行う権限を、補助機関たる上級の地方公務員に委任した場合には、<u>速やかに</u>、委任を受けた地方公務員の氏名、職名、委任した権限及びその権限の及ぶ範囲を、書面をもって、人事委員会に通知しなければならない。委任事項を変更したときもまた同様とする。</p> <p>(処分の通知)</p> <p>第5条 任命権者は、懲戒処分を行った場合には、書面の写し1通を添えて、<u>速やかに</u>、人事委員会に通知しなければならない。</p> <p>(処分説明書の写しの提出)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>法第49条第1項又は第3項の規定による説明書を職員に交付したときは、その写し1通を速やかに、人事委員会に提出しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第12号

市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の分限に関する規則（昭和31年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の分限に関する条例（昭和31年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。）<u>第6条</u>の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(診断書)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>条例第2条第1項</u>の規定により医師2名を指定して診断を行わせた場合には、医師に対し病名及び病状のほか、<u>具体的意見を記載した診断書の作成を委嘱しなければならない</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>(復職及び更新の手続)</p> <p>第3条 任命権者は、<u>条例第3条第1項</u>の規定により休職期間を更新するとき、又は同条第2項の規定により休職者を復職させるときは、<u>医師2名を指定して、その診断の結果に基づき、これを行わなければならない</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>(休職期間の通算)</p> <p>第4条 地方公務員法（昭和25年12月法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職とされた職員が、<u>条例第3条第2項</u>の規定により復職した日から起算して1年以内に、<u>復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病のため新たに休職とされたときは、その者の休職期間は、当該復職前後の休職の期間を通算するものとする</u>。</p> <p>(書面の交付)</p> <p>第5条 <u>条例第2条第2項</u>に規定する書面（以下「書面」という。）の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、その内容を宮崎県公報に登載することをもってこれに替えることができるものとし、<u>登載された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす</u>。</p> <p>(処分のお知らせ)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>職員の意に反する降任、免職又は休職の処分を行った場合には、書面の写し1通を添えて、速やかに、人事委員会に通知しなければならない</u>。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の分限に関する条例（昭和31年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。）<u>第8条</u>の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(診断書)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>条例第4条第1項</u>の規定により医師2名を指定して診断を行わせた場合には、医師に対し病名及び病状のほか、<u>具体的意見を記載した診断書の作成を委嘱しなければならない</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>(復職及び更新の手続)</p> <p>第3条 任命権者は、<u>条例第5条第1項</u>の規定により休職期間を更新するとき、又は同条第2項の規定により休職者を復職させるときは、<u>医師2名を指定して、その診断の結果に基づき、これを行わなければならない</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>(休職期間の通算)</p> <p>第4条 地方公務員法（昭和25年12月法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職とされた職員が、<u>条例第5条第2項</u>の規定により復職した日から起算して1年以内に、<u>復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病のため新たに休職とされたときは、その者の休職期間は、当該復職前後の休職の期間を通算するものとする</u>。</p> <p>(書面の交付)</p> <p>第5条 <u>条例第4条第2項</u>に規定する書面（以下「書面」という。）の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、その内容を宮崎県公報に登載することをもってこれに替えることができるものとし、<u>登載された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす</u>。</p> <p>(処分のお知らせ)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>条例第4条第2項</u>の規定により処分を行った場合には、<u>書面の写し1通を添えて、速やかに、人事委員会に通知しなければならない。ただし、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(処分説明書の写しの提出)</u></p> <p>第7条 任命権者は、<u>法第49条第1項又は第3項の規定による説明書を職員に交付したときは、その写し1通を速やかに、人事委員会に提出しなければならない</u>。</p>
<p>附 則</p> <p>[略]</p>	<p>附 則</p> <p><u>1</u> [略]</p>

2 条例附則第4項後段に規定する通知は、職員の給与に関する条例附則第17項等の規定による給料に関する規則（令和5年宮崎県人事委員会規則第15号）第13条に規定するところによる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第13号

市町村立学校職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の懲戒に関する規則（昭和31年宮崎県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(処分の通知)</p> <p>第4条 任命権者は、懲戒処分を行った場合には、書面の写1通を添えて、<u>すみやかに</u>、人事委員会に通知しなければならない。</p>	<p>(処分の通知)</p> <p>第4条 任命権者は、懲戒処分を行った場合には、書面の写し1通を添えて、<u>速やかに</u>、人事委員会に通知しなければならない。 <u>(処分説明書の写しの提出)</u></p> <p>第5条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項又は第3項の規定による説明書を職員に交付したときは、<u>その写し1通を速やかに、人事委員会に提出しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第14号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第22条の2第1項、<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第22条の2第1項又は<u>第22条の4第1項</u>の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第32号。以下「新規則」という。）第23条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第23条の規定の適用については、なお従前の例による。